



世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）

【令和 7（2025）年度～令和11（2029）年度】

概要版



令和 7 年 3 月
世田谷区

第1章 計画策定にあたって

本編P1-2

1 計画(中間見直し)策定の趣旨

平成28年に児童福祉法が改正され、子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、「家庭養育優先原則」が明記されました。この理念のもと、平成29年8月に取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」では、「社会的養護の課題と将来像(平成23年7月)」を全面的に見直し、市町村の子ども家庭支援体制や包括的な里親支援体制の構築など、平成28年改正児童福祉法の理念を実現するための工程と具体的な目標が示されました。

しかしながら、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、令和2年度には20万件を超えるなど、依然として、子ども、その保護者、家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっています。例えば、子育てを行っている母親が近所に「子どもを預かってくれる人はいない」といったように孤立した状況に置かれていることや、各種の地域子ども・子育て支援事業についても支援を必要とする要支援児童等に十分に利用されていない等、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきています。

このような状況を踏まえ、令和4年6月に全会一致で成立した令和4年改正児童福祉法においては、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための支援の充実が示されました。

これに関連して、令和6年3月に「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が示され、令和6年度末までに、現行計画を全面的に見直し、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする新たな計画を策定することとされています。

世田谷区においては、令和2年4月に特別区初となる区立の児童相談所を開設し、区民生活に密着した基礎自治体として、児童相談のあらゆる場面において子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現を目指すことを理念とし、あらゆる子どもには家庭を与えられるべきという視点に立ち、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者支援を重点的に行うとともに、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱として、地域の支援を最大限に活用した予防型の児童相談行政の展開を図ってきました。

また、開設にあわせて、社会的養育を着実に推進するための体制整備に向けた区の基本的な考え方等を示すため「世田谷区社会的養育推進計画」を令和3年4月に策定し、令和6年度に進捗状況の検証、計画の見直しを行うこととしていました。

令和6年度には開設5年目を迎え、予防型の児童相談行政の構築を着実に図ってきた一方で、令和5年度の区の児童虐待相談対応件数は3,265件にのぼり、複雑・困難なケースも増加していることから、さらなる支援の充実を図る必要があります。

この計画は、社会的養育の充実に向けた国の動向等を踏まえ、子どもの最善の利益の実現に向け、「家庭養育優先原則※1」と「パーマネンシー保障※2の理念」に基づき、支援が必要な子どもと子育て家庭を支える環境の充実を図るために、現行計画を見直し、世田谷区の社会的養育の推進に関する今後5年間の取組みをまとめた計画として策定するものです。

※1 家庭養育優先原則…地方公共団体は、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進め、里親等への委託が困難な場合、できる限り小規模かつ地域分散化された施設への入所措置を行うようにすること。

※2 パーマネンシー保障…永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障。

2 計画の位置づけ

本編P2

この計画は、国が定める「都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6年3月）」に基づき、「世田谷区社会的養育推進計画（令和3年4月策定）【計画期間：令和3～11年度】」の中間見直しとして策定するものです。

また、こども基本法の「市町村こども計画」に位置づけられている「世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）【計画期間：令和7～16年度】」との整合性を図っています。

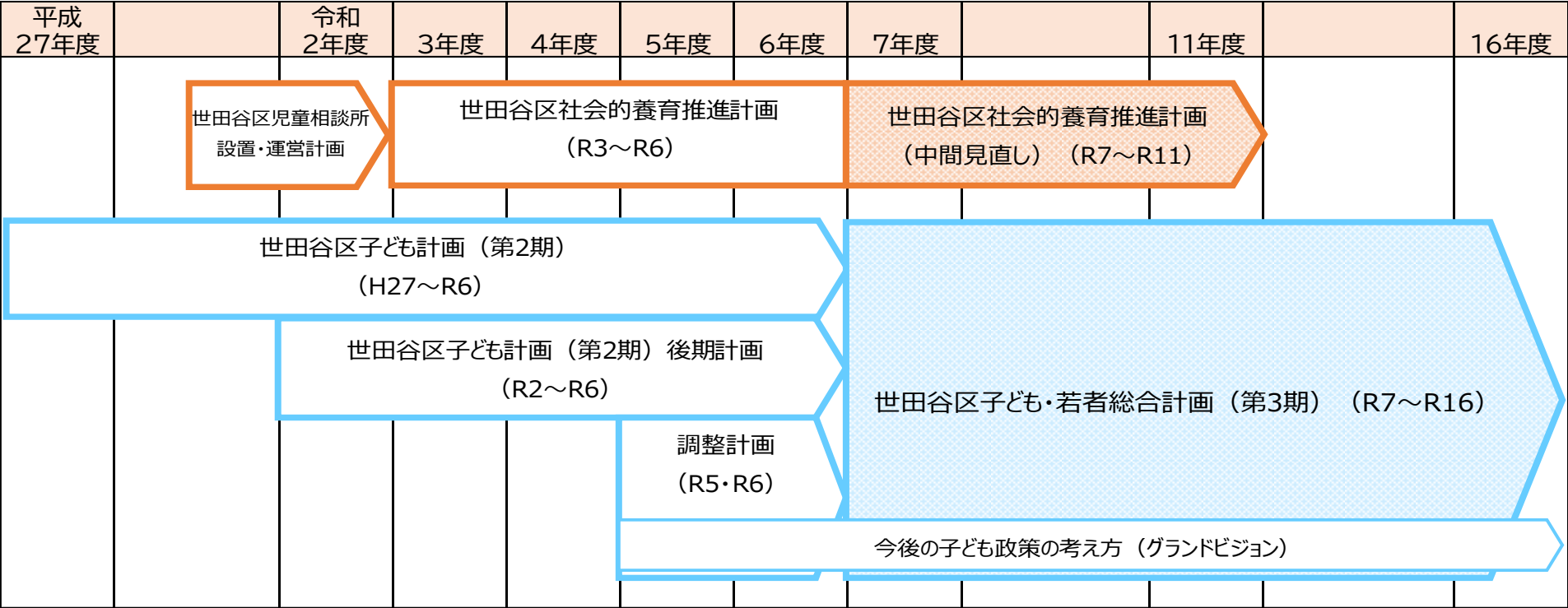
3 計画期間

本編P2

計画期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度の5年間とします。

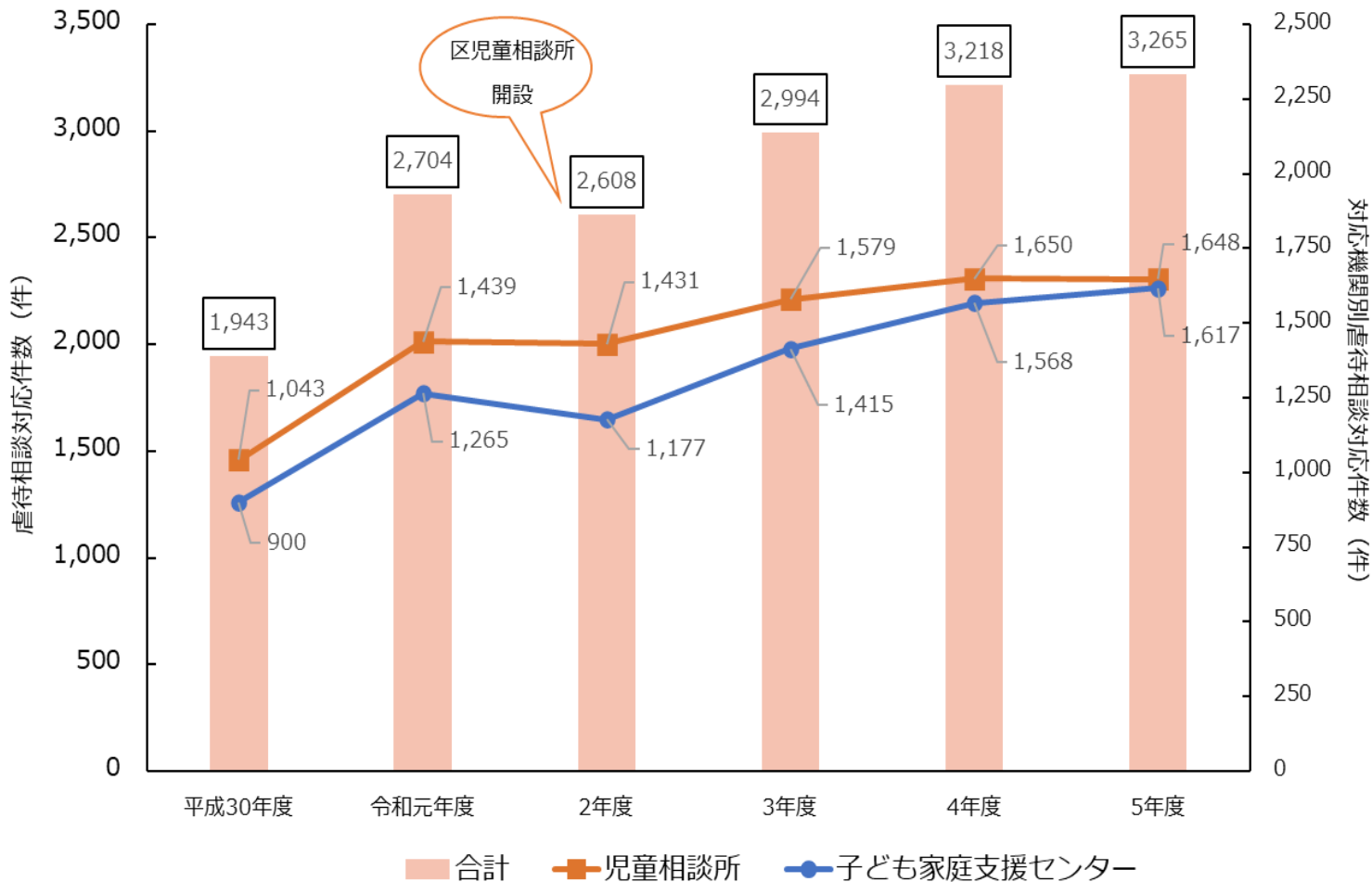
※「都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6年3月）」に基づき、計画期間を定めています。

【計画期間】



【児童虐待相談の対応状況】

本編P3



令和5年度における児童相談所及び子ども家庭支援センターにおける虐待相談対応件数は、それぞれ1,648件、1,617件となっており、区児童相談所開設前から比べると大きく増えています。特に、子ども家庭支援センターの増加が大きくなっています。

世田谷区児童相談所では、児童虐待通告窓口を一本化し、相談や通告を児童相談所で一括して受理し、初動対応の一次の方針の判断を行う体制としています。

児童虐待通告のうち、一時保護の必要が予見され、専門性・法的権限を要することが見込まれるケースについては、児童相談所が児童の安全確認等を行い、夫婦間葛藤や、いわゆる「泣き声通告」など、子ども家庭支援センターの支援が望ましいと判断された事案については、子ども家庭支援センターが迅速に児童の安全確認を行い、必要に応じ早期の支援につなげています。

両機関が連携しながら、状況に応じた適切な支援を行っています。

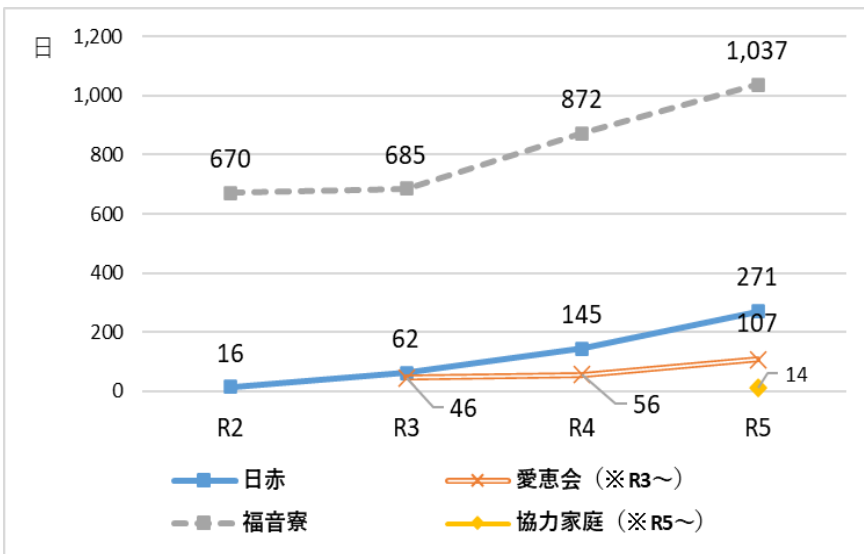
※平成30年度・令和元年度は、都世田谷児相相談所における件数。（狛江市含む）

「世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告」より作成

【予防的支援の利用状況】

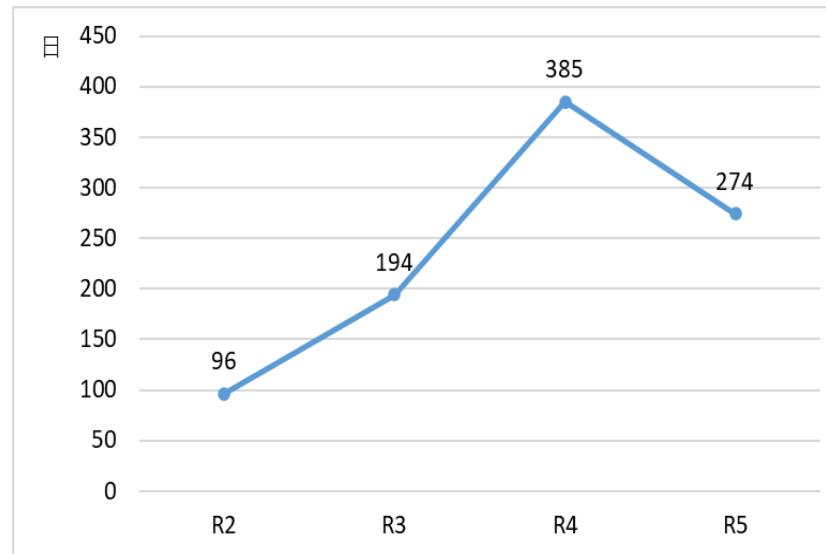
本編P4-5

▼赤ちゃん・子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）



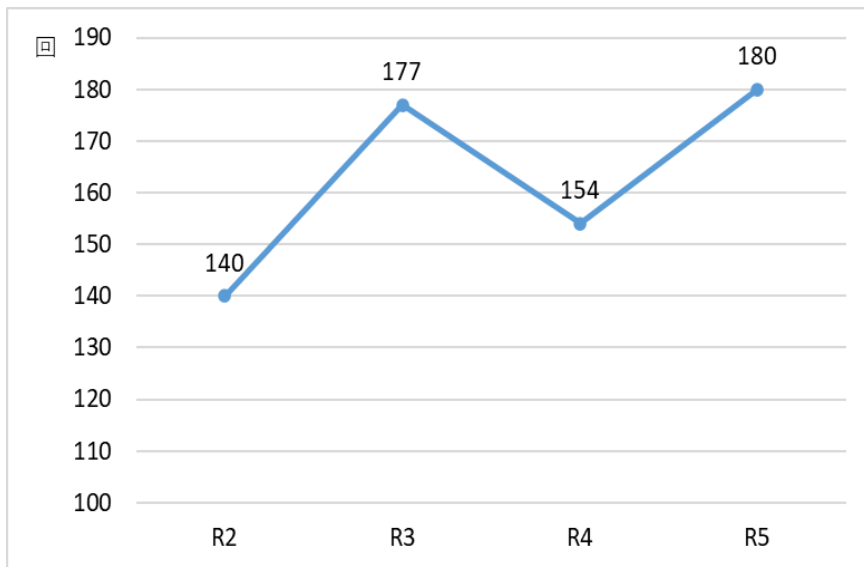
(単位：日)

▼要支援ショートステイ事業（子育て短期支援事業）



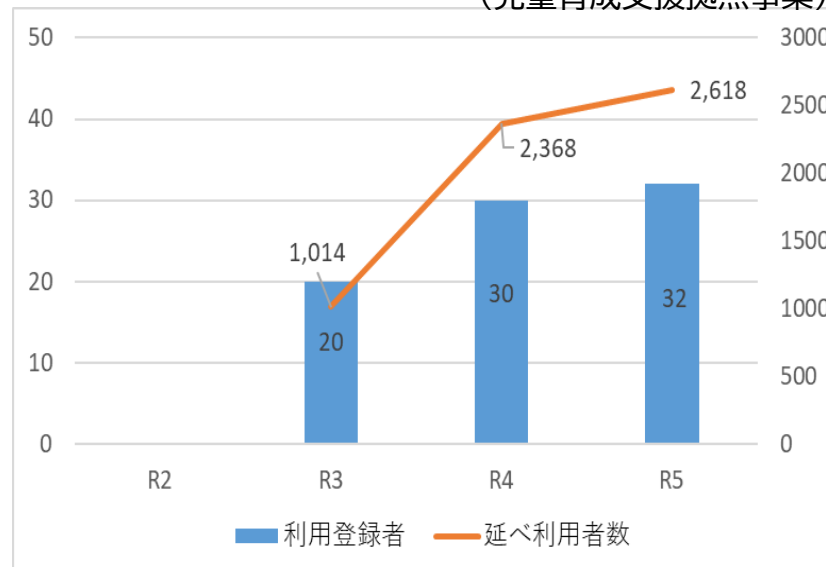
(単位：日)

▼学生ボランティア派遣事業（子育て世帯訪問支援事業）



(単位：回)

▼子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業（児童育成支援拠点事業）



(単位：人)

子ども家庭支援センターの対応件数増加に伴い、児童虐待の未然防止・再発防止に向けた予防的支援(在宅支援)の利用も増加しています。

子ども家庭支援センターや児童相談所において、支援の必要性を早期に把握し、家族の関係再構築に向けた、家庭への養育支援や環境改善を行っています。

また、児童が在宅生活に復帰する際には、児童相談所と子ども家庭センターの協議により、適切な子育て支援メニューを選択して家庭に提供するなど、その後の支援につなげています。

「世田谷区保健福祉総合事業概要」等より作成

【区の一時保護の状況】

(単位：人)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度
新規保護児童数	145	123	155	154
保護解除児童数	131	127	145	148
年度末時点の保護児童数	25	21	31	37

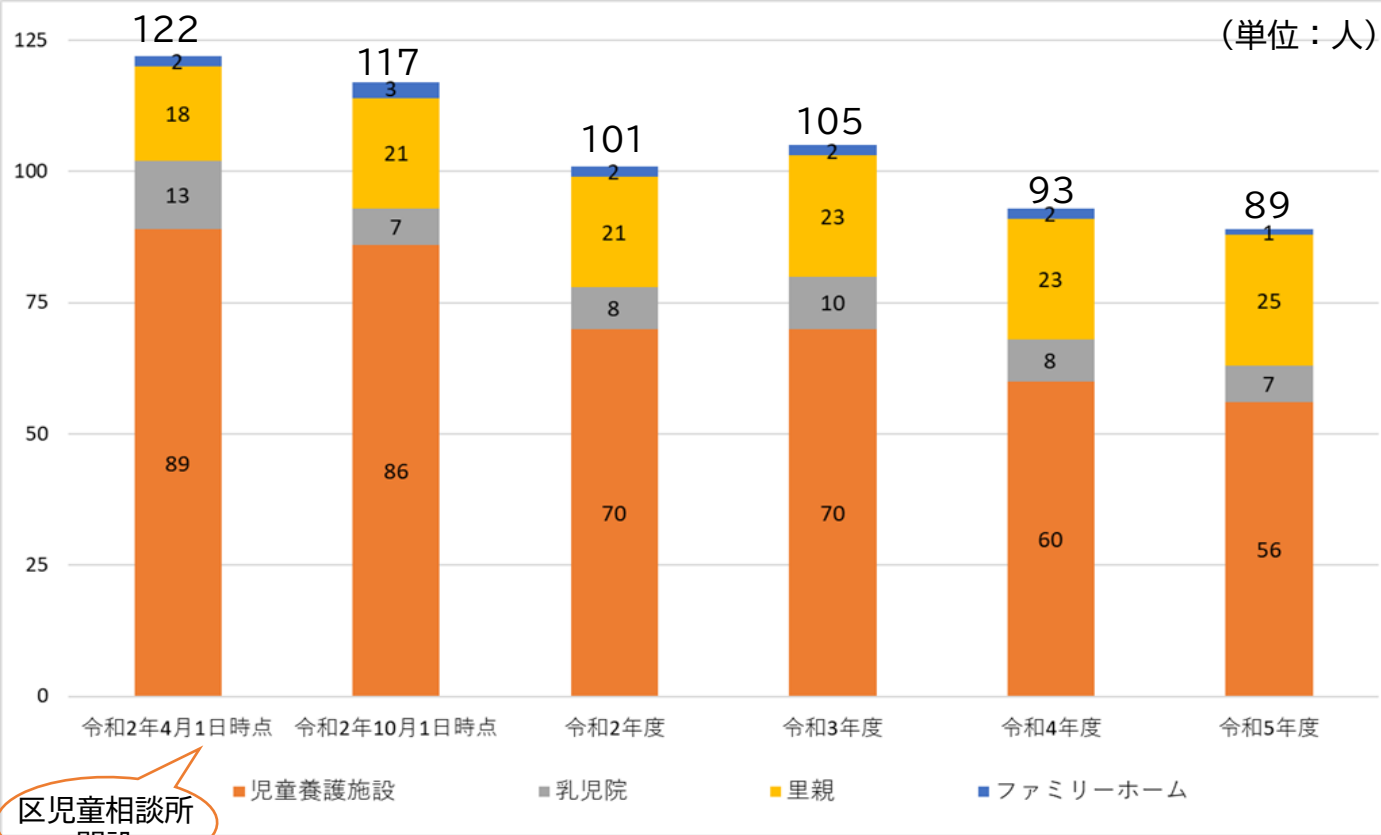
「世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告」より作成

令和5年度における区の一時保護児童数は、154人となっており、区児童相談所開設当初を上回る保護人数の実績があります。

近年は、面前DVや家族間葛藤等（心理的虐待）による警察からの通告件数が増えており、措置はせず、家庭の養育環境が改善されるまでの間、一時保護するケースも増えていることから、一時保護の件数が増加しています。また、親子再統合支援等により家庭復帰のケースを増やし、児童が家庭において養育されるよう取り組んでいます。

【社会的養護のもとで育つ児童数】

(単位：人)



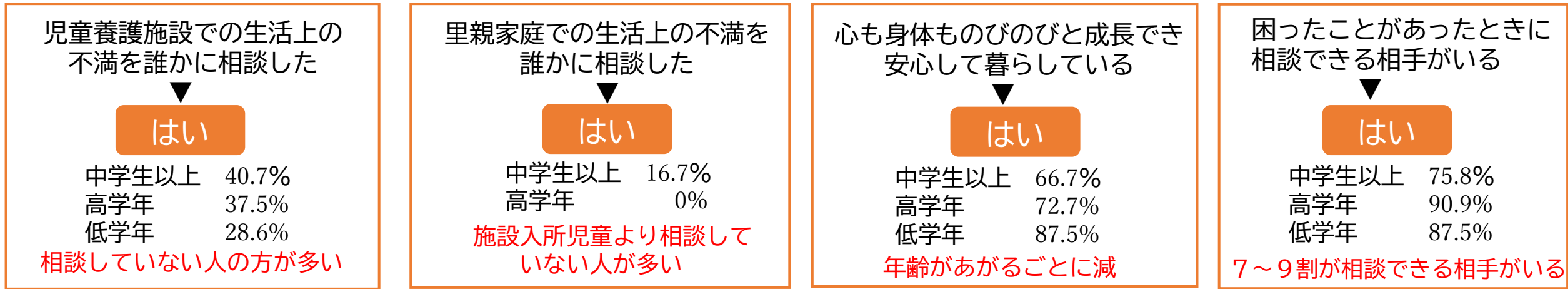
【これまでの評価・分析】

- 令和2年4月の児童相談所開設以降、
- ・児童相談所と子ども家庭支援センターの一貫した初動対応による、ケースに応じた適切な支援の実施
 - ・児童虐待の未然防止・再発防止に向けた予防的支援（在宅支援）の実施
 - ・児童が家庭において養育されるよう、親子再統合支援等による家庭復帰に向けた取り組みの実施

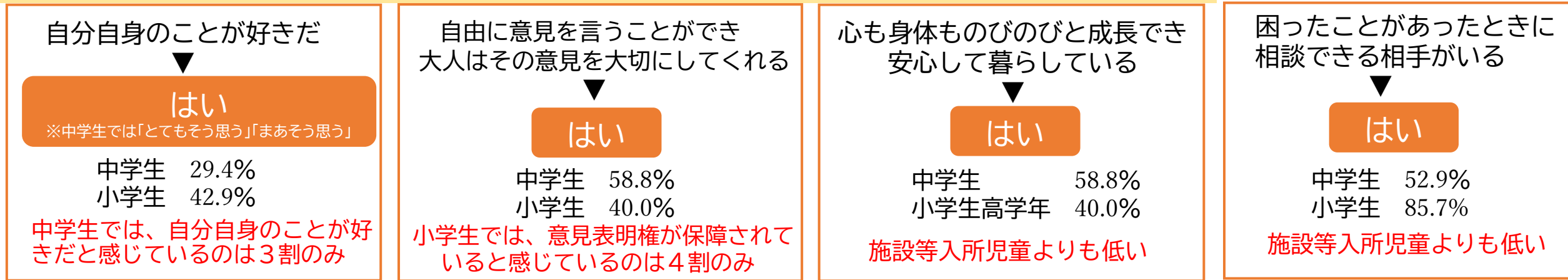
等の取り組みを重点的に行ってきた結果、児童虐待相談対応件数及び一時保護児童数は増加傾向にあるものの、**社会的養護のもとで育つ児童数は年々減少傾向**にあります（令和3年度を除く）。

【アンケート調査結果からみえてきた子どもの状況】

児童養護施設入所児童・里子の調査結果（N=52）



児相と子家センが関わり在宅指導・在宅支援を受けている児童（要保護児童）の調査結果（N=24）



- 児童養護施設や里親のもとで生活している児童が、生活上の不満を相談していない実態があることが分かりました。
- 一方で、児童相談所や子ども家庭支援センターが関わり在宅指導・在宅支援を受けている児童（要保護児童）が、子どもの権利が保障されていないと感じている状況や代替養育のもとで生活している子どもよりも、相談できる相手が少ないという状況が明らかになりました。

「家庭養育優先原則」に基づき、子どもが家庭で健やかに成長できるよう、保護者支援を行い、家族関係再構築や養育環境の改善を図るとともに、関係機関のネットワークの強化を図り、地域で子どもと子育て家庭を支え、子どもの権利が守られる権利擁護の取組みを進める必要があります。

子どもが権利の主体として、置かれた環境や経験にかかわらず、安全・安心に健やかに成長できるよう、地域社会全体で支え育み、「子どもが自分らしく幸せ(ウェルビーイング※1)な今を生きることが出来るまち・せたがや」を目指します。

区は、これまで「世田谷区社会的養育推進計画（令和3年4月策定）」で掲げた理念・目指すべき姿である、家庭への養育支援から代替養育までを通した、社会的養育の体制整備に一貫して取り組み、平成28年改正児童福祉法の理念に則り、子どもの権利が保障され、最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現を目指し、取組みを推進してきました。

社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われています。

社会的養護のもとで育つ子どもや、その子どもを支える里親家庭や児童養護施設等が地域から孤立せず、地域のつながりの中で安心して養育ができるよう、地域や社会全体が、社会的養育を理解し、子どもを共に支え合う、そんな地域づくりが必要です。

子どもは大人から「守られる存在」だけでなく、権利の主体であり、今を生きている存在です。子どもが、子どもの権利について理解するとともに、自らのことについて意見を形成し、「自由に意見を発言していいんだ」と思える安心して発言できる環境の中で、自由にその意見を表明でき、意見が尊重され、周囲が変わっていく体験を積み重ねること。困難や辛い思いを経験した子どもも、こういった自分らしさ※2が肯定される応答的な関わりの中で、安心感や自己効力感を回復し、「自分が大切な存在である」ということを実感することで、自分らしく心身ともに健やかに成長することができます。

傷ついても立ち直ることができる、そんな地域の支えの中で、今を生きる子どもが、基本的な生活基盤の安定と安心できる応答的な関わりの中で、心身ともに安全・安心して暮らし、たくさんの経験や成長し合えるポジティブな体験を重ね、「自分らしく幸せ（ウェルビーイング）」とすることができる地域社会を実現するという決意を示すものです。

※1「ウェルビーイング（Well-being）」…身体的、精神的、社会的に満たされ、その人にとってちょうど心地よい、幸せな状態であることをいいます。

※2「自分らしさ」…個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くという共生社会の実現に向けた考えを踏まえます。

この計画の理念・目指す姿をもとに、施策展開にあたっては、以下の3つの視点を持ち、取組みを推進していきます。

①子どもが家庭で健やかに育つことができるよう、家庭の養育支援や環境改善に取り組むとともに、子どもと子育て家庭を支える地域社会をつくります

「家庭養育優先原則」に基づき、まずは子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者支援を行うこととされています。

子育てに不安や困難を抱える世帯が、社会的に孤立せず、必要な情報を得て、適切な支援につながるができるよう、当事者視点に立った情報提供を行い、支援の必要性を早期に発見し、適切な支援につなぎ、虐待の未然防止や親子間における適切な関係性の構築を図ることが重要です。

また、不適切な養育や親子関係の不調等で、分離して生活している親子のみならず、在宅で生活する親子も含め、家族関係の再構築に向け、関係修復、再発防止に向けた家庭の養育支援や環境改善を行うとともに、子どもと保護者が、安心して地域で生活できるよう、多様なメニューにより重層的・継続的な支援が行われることが必要です。

②代替養育を必要とする子どもが、家庭と同様の養育環境において養育され、施設で養育される場合においても、できる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、支援の充実を図ります

家庭での養育が困難と判断された場合、代替養育を必要とする子どもに対し、「家庭養育優先原則」に基づき、家庭と同様の養育環境において養育されるよう、里親等への委託を推進し、ケアニーズが高く、施設での養育が必要な場合についても、できる限り小規模かつ地域分散化された家庭的な養育環境を確保する必要があります。

③子どものセルフアドボカシー※が実現できるよう、子どもが安心して意見表明できる環境づくりをはじめとした権利擁護の取組みを一層推進し、子どもの権利が保障された地域社会を目指します

子どもの権利擁護の取組みの推進にあたっては、子どもも大人も「子どもの権利」について理解するとともに、子どもが意見を形成し、安心して自由にその意見を表明できる環境をつくるのが大切です。そして、大人は権利の主体である子どもの意見をしっかりと聴き、子どもの意見・意向を尊重し、応答的な関わりを持ち続けることで、子どもが安心して自分の意見や思いを表明できるようになります。

※子どものセルフアドボカシー…子どもが自分の意見を持っていいし、話していいという子どもの安心感や自己効力感が回復して成長し、子ども自身が実現したいことを考え、それを周囲に説明できること。

3 計画の進行管理

本編P25

毎年度、評価のための指標等により、事業の進捗状況について自己点検を実施し、結果については、世田谷区児童福祉審議会に報告し、評価・検証を行うとともに、区ホームページ等で公表します。

自己点検・評価によって明らかになった課題等については、必要に応じて見直し等を行い、適切にPDCAサイクルの運用を図ります。

※ただし、数値目標を単に達成すれば良いものではなく、子ども一人ひとりに対して行われたソーシャルワークが子どもに還元されていることが重要であり、その点に留意する必要があります。

4 成果指標

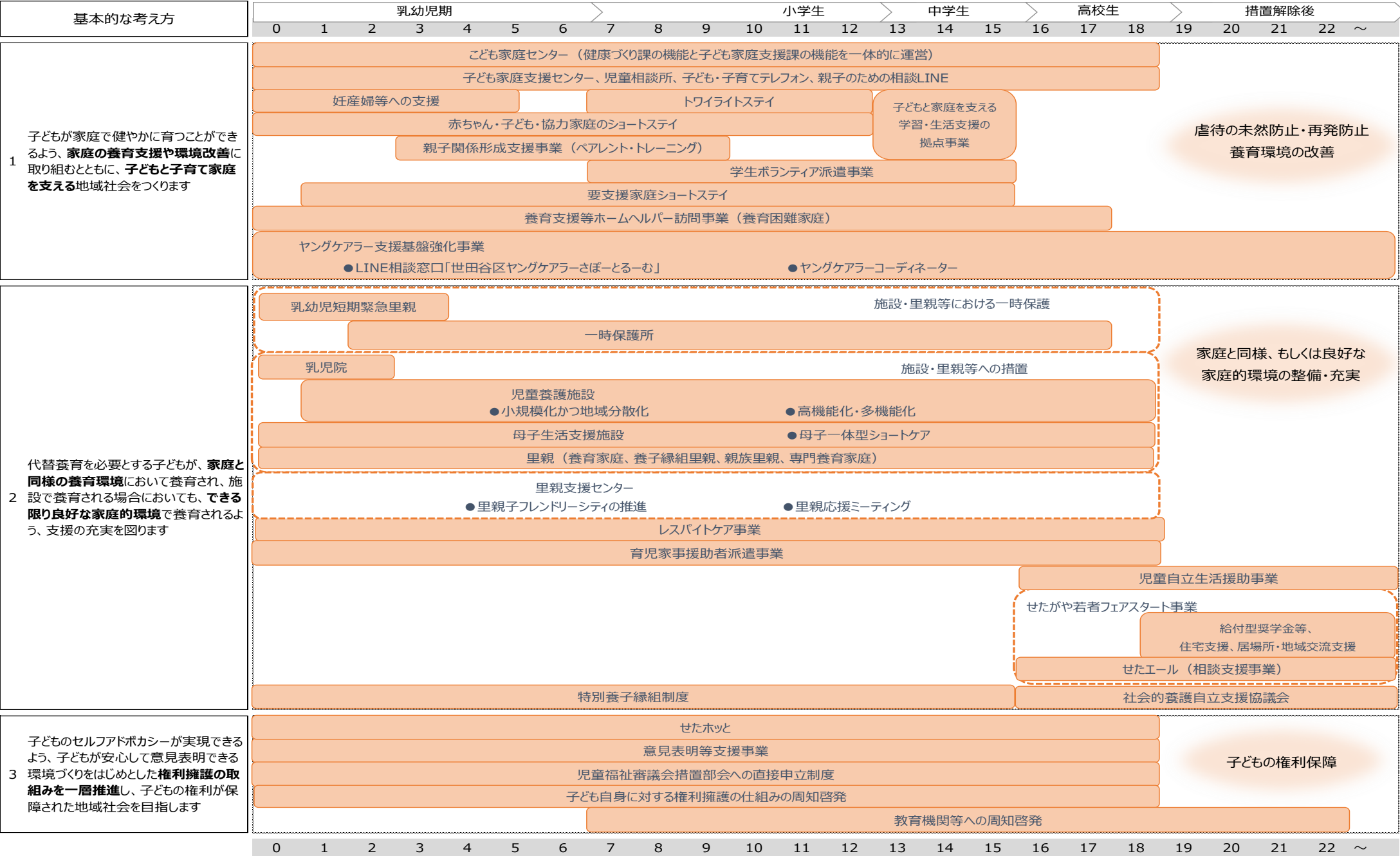
本編P26

本計画の成果指標を以下のとおり設定します。

	指標（案）	現況値				目標値（R11年度）			
1	困ったことや悩んだことがあったときに話を聴いてくれる人がいる、と思う子ども・若者の割合	低学年 中学生	87.5% 75.8%	高学年 若者	90.9% 73.9%	低学年 中学生	89% 86%	高学年 若者	92% 84%
2	自由に意見を言うことができ、大人はその意見を大切にしてくれる、と思う子どもの割合	低学年 中学生	75.0% 60.6%	高学年	72.7%	低学年 中学生	89% 76%	高学年	83%
3	措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度 ※ 満足度① 意見を大切に扱われたと感じる子どもの割合 満足度② 意見についてどう対応するか説明を受けている子どもの割合	—				子どもの割合 70.7%		満足度① 46.7%	満足度② 45.4%
4	児童相談所第三者評価の受審結果の評価SとAランクの割合	95.4%(令和4年度実績)				98.5%(令和10年度目標)			
5	3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率	3歳未満 3歳以上就学前 学童期以降	0% 66.7% 26.7%		3歳未満 3歳以上就学前 学童期以降	75.0% 75.0% 35.1%			
6	子どもと保護者のサポートプランの作成数	120件				146件			

【体系】

理念・目指す姿	基本的な考え方	中項目																				
やび会わ子 ー全らど をイ体ずも 目ンで、が 指グ支安権 しへえ全利 まな育・の す。今み、安主 を、心体 生ーにと き子健し るどやて、 こもか、置 とが自成長 が分長れた でらでた きるしき環 るまくる境 ち幸よや ・せう経 せへ、験 たウ地に がエ域か ル社か	子どもが家庭で 健やかに育つこ とができるよう、 家庭の養育支援 や環境改善に取 り組むとともに、 子どもと子育て 家庭を支える地 域社会をつくり ます 代替養育を必要 とする子どもが、 家庭と同様の養 育環境において 養育され、施設 で養育される場 合においても、 できる限り良好 な家庭的環境で 養育されるよう、 支援の充実を図 ります 子どものセルフアドボカシーが実現で きるよう、子どもが安心して意見表明 できる環境づくりをはじめとした権利 擁護の取組みを一層推進し、子どもの 権利が保障された地域社会をつくり ます	<table><tr><td>1</td><td>子どもの権利擁護の取組みの推進</td></tr><tr><td>2</td><td>予防型の児童相談行政の推進</td></tr><tr><td>NEW</td><td>3</td><td>児童虐待の未然防止・再発防止と養育環境の改善</td></tr><tr><td>4</td><td>一時保護児童への支援体制のさらなる強化</td></tr><tr><td>5</td><td>パーマネンシー保障に向けた取組みの推進</td></tr><tr><td>6</td><td>里親等委託の推進</td></tr><tr><td>7</td><td>児童養護施設等の機能強化</td></tr><tr><td>8</td><td>社会的養護自立支援の推進</td></tr><tr><td>NEW</td><td>9</td><td>人材育成・人材確保</td></tr></table>	1	子どもの権利擁護の取組みの推進	2	予防型の児童相談行政の推進	NEW	3	児童虐待の未然防止・再発防止と養育環境の改善	4	一時保護児童への支援体制のさらなる強化	5	パーマネンシー保障に向けた取組みの推進	6	里親等委託の推進	7	児童養護施設等の機能強化	8	社会的養護自立支援の推進	NEW	9	人材育成・人材確保
	1	子どもの権利擁護の取組みの推進																				
	2	予防型の児童相談行政の推進																				
	NEW	3	児童虐待の未然防止・再発防止と養育環境の改善																			
	4	一時保護児童への支援体制のさらなる強化																				
	5	パーマネンシー保障に向けた取組みの推進																				
	6	里親等委託の推進																				
	7	児童養護施設等の機能強化																				
	8	社会的養護自立支援の推進																				
NEW	9	人材育成・人材確保																				



1 子どもの権利擁護の取組みの推進

<基本的な考え方>

子どもが、子どもの権利について理解するとともに、自らのことについて意見を形成し、自由にその意見を表明でき、意見が尊重され、「自分の意見を持ってい、話していい」という安心感や自己効力感の回復等により、子ども自身が実現したいことを考え、それを周囲に説明できる（セルフアドボカシー）ようになるよう、支援を行います。

課 題	今後の方向性
○ 令和4年改正児童福祉法の趣旨を踏まえた、さらなる子どもの権利擁護の取組みの一層の推進 ○ 子どもの年齢や発達状況に応じた配慮を行い、子どもに分かりやすい説明を行うとともに、子ども自身が、子どもの権利や意見表明の手段について十分理解できることが必要 ○ 教育機関などの関係機関向けに、研修等を行い、実践的な学びにより養育力を身に付けるとともに、子どもの権利擁護に関する理解促進を図る	➤ 子どもの権利擁護に係る環境整備（意見表明等支援事業、子ども本人による児童福祉審議会（措置部会）への直接申立制度等） ➤ 子ども自身に対する、子どもの権利や権利擁護の仕組みの周知啓発 ➤ 教育機関などの関係機関への周知啓発や理解促進

資源の整備量	※「都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6年3月）」に基づき設定しています。（一部区独自指標あり）
① 社会的養護に関わる関係職員及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数 ② 意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用した子どもの割合 ③ 措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組みに係る子ども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の整備 ④ 措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度の確認体制の整備 ⑤ 措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備 ⑥ 児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備 ⑦ 社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子ども（社会的養護経験者を含む）の委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備	

<基本的な考え方>

- 区民生活に密着した基礎自治体として、あらゆる子どもには家庭を与えられるべきという視点に立ち、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者支援を重点的に行うとともに、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱として、地域の支援を最大限に活用した予防型の児童相談行政の展開に取り組んでいます。
- 児童虐待の予防や回復に向けた子育て支援の充実と、子どもや子育て家庭が日頃利用する場などにおいて見守り、支えることができる体制及び関係機関のネットワークの強化により、支援が必要な子どもや子育て家庭を早期に発見し、適切な場・支援につなげ、子どもの権利を守ります。

課 題	今後の方向性
○ 職員の経験の蓄積や個々の専門スキルの向上に加え、児童相談所の組織体制の見直しについての検討 ○ ケースワークの中で蓄積したデータを活用したリスクアセスメントの導入についての検討 ○ 子ども家庭支援センターと児童相談所が利用する情報共有システムの充実(情報共有の円滑化・効率化を図り一元的な運用の強化) ○ 関係機関とのさらなる連携強化	➤ 児童相談行政に携わる人材の育成及び専門性の向上に向けた取組みの推進 ➤ 情報共有システムの一元化等の検討、ICTを活用した児童相談対応業務の更なる効率化の検討 ➤ 関係機関や地域とのさらなる連携強化の取組みの推進
資源の整備量	
① 児童相談所の管轄人口 ② 第三者評価を実施している児童相談所数 ③ 児童福祉司、児童心理司、児童福祉司スーパーバイザー、医師、保健師、弁護士配置数 ④ 子ども家庭福祉行政に携わる都道府県(児童相談所)職員における研修(児童福祉司任用後研修等)の受講者数 ⑤ モバイルシステムへの登録児童数	

<基本的な考え方>

- 子育て世代包括支援センター(健康づくり課)の機能と子ども家庭総合支援拠点(子ども家庭支援課)の機能を保健福祉センター内で一体的に運営している現在の体制をもって、「こども家庭センター」として位置づけ、母子保健・児童福祉のさらなる連携強化を行い、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援を効果的に実施します。
- 子育てを保護者だけのものにせず、地域社会全体でともに支え合うまちを文化として築いていくため、すべての子どもに関わりをもつ学校をはじめとした教育機関や、保育園・幼稚園・地域の子育て支援機関等、様々な関係機関が有機的につながり、地域のネットワークの中で、支援が重なり合いながら、子どもと子育て家庭を支える地域づくりが重要です。

課 題	今後の方向性
○ 新たに位置づけられたこども家庭センターによる、母子保健と児童福祉のさらなる連携 ○ 家庭支援事業※による虐待等に至る前の予防的支援の充実 ※子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業	➤ 児童虐待の未然防止・再発防止と養育環境の改善に向けた取り組みの推進 ➤ 子どもの権利擁護に係る普及啓発 ➤ ヤングケアラーへの支援体制の充実
資源の整備量	
① こども家庭センターの設置数 ② 子ども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数 ③ 都道府県と市区町村との人材交流の実施体制の整備 ④ こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備 ⑤ 子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム数 ⑥ 児童家庭支援センターの設置数 ⑦ 児童相談所からの在宅指導措置委託件数 ⑧ 助産施設の設置数 ⑨ 特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数、受講者数 ⑩ ヤングケアラー支援基盤強化事業 ⑪ 家庭支援事業の需要量と確保量	

4 一時保護の児童への支援体制のさらなる強化

<基本的な考え方>

- 一時保護にあたっては、子どもの最善の利益を最優先とする一貫した方針の下で、保護する子どもの年齢や性別、状況等に応じた適切な生活環境を提供すること、一時保護は子どもの行動を制限するため、その期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とすること、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な援助を確保することを基本方針としています。
- 一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援を行い、家庭的な環境のもと、子どもの権利が守られる環境で子どもに寄り添うことを大切に、子どもが心身ともに安心して生活できるようにします。

課 題	今後の方向性
○ 開設当初を大きく上回る保護の実績があり、子どもの安全・安心を確保するためにも、高まる一時保護需要への対応が必要 ○ 個々の子どもの学習能力を見極め、学習進度にあわせた指導の充実 ○ 一時保護所のこれまでの使用状況、建物の使い勝手等も踏まえ、適切な建物や設備面の改善に向けた検討 ○ 一時保護委託受入れ可能な里親や様々な一時保護委託先の確保	➤ 一時保護所の適切な運営に向けたさらなる取組み ➤ 一時保護の体制整備 ➤ 一時保護された子どもの権利擁護に係る取組みの推進
資源の整備量	
① 一時保護施設の定員数 ② 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数 ③ 乳幼児短期緊急里親の確保数 ④ 一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数 ⑤ 第三者評価を実施している一時保護施設数	

5 パーマネンシー保障に向けた取組みの推進

<基本的な考え方>

支援を必要とする家庭等に対しては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要があります。

すなわち、家庭支援事業等を活用した予防的支援により家庭維持のための最大限の努力を行い、それが困難と判断された場合には、代替養育を必要とする子どもに対しては、親族里親・養子縁組里親・養育里親・専門里親・ファミリーホームの中から、子どもの意向や状況を踏まえて代替養育先を検討し、これらのいずれも適当でない場合は、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置の検討を行うものとします。

その上で、すでに代替養育されている子どもに対しても、継続して家庭復帰を目指すとともに、親族等による養育や特別養子縁組を検討したケースマネジメントを実施する必要があります。ただし、いずれの状況においても、どのような対応が、子どもの最善の利益の観点から最も適切なのかをケースごとに判断し、子どもの意向や状況を踏まえて措置を行う必要があります。

課 題	今後の方向性
○ 親子関係再構築のための支援体制強化	➤ 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの実施(継続)
○ 特別養子縁組制度の普及啓発・地域理解に向けた働きかけ	➤ 親子関係再構築に向けた重層的な体制構築に向けた検討
	➤ 特別養子縁組制度の周知啓発及び理解促進

資源の整備量
① 子どもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備
② 親子再統合支援事業(家族再統合にむけた協働ミーティング)の実施件数
③ 親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備
④ 親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数
⑤ 児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備
⑥ 保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備
⑦ 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数
⑧ 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数
⑨ 親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備
⑩ 里親支援センターやフォスティング機関(児童相談所を含む)等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備
⑪ 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数

6 里親等委託の推進

<基本的な考え方>

- 里親を必要とする子どもが里親家庭で養育されるよう、数の確保や育成を図り、里親家庭が地域で孤立することのないよう、地域みんなで里親家庭を支える体制を構築します。
- 「里親子が暮らしやすい街は、きっと、あなたも暮らしやすい街」をキャッチコピーに掲げ、里親家庭であっても、どんな家庭であっても、地域のみんなで子どもたちの成長を支え、子育てに協力しあえる街、「里親子フレンドリーシティ」を目指します。

課 題	今後の方向性
○ 里親等委託のさらなる推進(特に、愛着形成において重要な時期である乳幼児における里親等委託の推進) ○ 里親登録数のさらなる増加と多様な里親の育成 ○ 未委託家庭に対する養育の機会の拡充 ○ ケアニーズが高い児童についても里親等委託が可能となるよう、専門養育家庭の育成 ○ 里親制度の普及啓発 ○ ファミリーホームならではの課題を把握し、その養育に対する支援策について検討	➤ 里親等委託のさらなる推進 ➤ 未委託家庭の養育力向上に向けての取組み ➤ 里親支援体制の一層の充実(里親支援センター) ➤ 里親制度の周知啓発及び理解促進 ➤ ファミリーホームの養育と運営の支援
資源の整備量	
① 里親等委託率、登録率、稼働率(全年齢) ② 里親登録(認定)に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数 ③ 里親支援センターの設置数 ④ 民間フォスティング機関の設置数 ⑤ 児童相談所における里親等支援体制の整備 ⑥ 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数 ⑦ 里親登録(認定)に対する委託里親の割合(年間に1回でも委託のあった里親数)	

＜基本的な考え方＞

- 令和3年12月に「世田谷区児童養護施設小規模かつ地域分散化計画」を策定し、施設を小規模化することにより、「施設におけるできる限り良好な家庭的環境」を実現し、施設の職員が子ども一人ひとりの特性に応じて質の高い個別的なケアが実現できる体制の整備を目指すとともに、子どもは地域において育成されるという観点に立ち、施設の地域分散化をとおして、施設が地域と連携を図り、入所している子どもが地域社会と関わりを持ちながら健全に育成されるよう取組みを推進しています。
- 区内母子生活支援施設においては、当事者主体の支援力の向上に向けて、令和4年3月に策定した「母子生活支援施設の支援者のためのガイドライン」に基づき、取組みを推進します。

課 題	今後の方向性
【児童養護施設】 ○ 施設の小規模化・地域分散化・多機能化・機能転換を進めるにあたっての人材確保・施設整備の課題 ○ ケアニーズが高い児童、不登校の児童が増えてきており、個別対応ケースや複数の職員での対応が必要 【母子生活支援施設】 ○ 施設で生活する上での制約や施設設備等がひとり親家庭のニーズに合わず、入所率が5割強になっている ○ 施設の機能強化を進めるにあたっては人材確保・人材育成・施設整備が必要	➤ 施設の機能強化に向けた取組み ➤ 施設等入所児童への支援の質の充実 ➤ 母子生活支援施設の機能強化(多機能化、支援の質の維持・向上) ➤ 障害児入所施設の児童への支援の強化(権利擁護の取組み等)
資源の整備量	
① 小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数 ② 養育機能強化のための専門職(家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等)の加配施設数、加配職員数 ③ 養育機能強化のための事業(親子支援事業、家族療法事業等)の実施施設数 ④ 一時保護専用施設の整備施設数 ⑤ 里親支援センター、里親養育包括支援(フォスタリング)事業の実施施設数 ⑥ 家庭支援事業を委託されている施設数 ⑦ 福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数 ⑧ 福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数	

8 社会的養護自立支援の推進

<基本的な考え方>

- 令和4年改正児童福祉法においては、社会的養護経験者等(社会的養護経験者や被虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等)に対し必要な支援を行うことが都道府県の業務として位置づけられるとともに、20歳や22歳といった年齢ではなく、児童等の置かれている状況や意向等も踏まえ、必要な支援を受けることができるよう、児童自立生活援助事業の一律の年齢制限の弾力化等が規定され、自立支援体制の強化が求められています。
- 区では、児童養護施設退所者等への支援として、平成28年度より「せたがや若者フェアスタート事業」を実施しており、親を頼ることができない若者が同じスタートラインに立ち、未来を切り開くことができるよう、自立に向けて歩む過程を支援します。

課 題	今後の方向性
○ 児童自立生活援助事業の支援対象者拡充に伴う、自立支援に携わる支援者の人材確保 ○ 退所者等のための相談支援事業の支援の専門性の向上、関係機関との連携強化、アウトリーチによる支援の充実	➤ 社会的養護経験者等への自立支援体制の強化 ➤ 社会的養護経験者等への相談支援の充実 ➤ せたがや若者フェアスタート事業の拡充
資源の整備量	
① 児童自立生活援助事業の実施箇所数(Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数) ② 社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数 ③ 社会的養護自立支援拠点事業における関係機関との連携の回数 ④ 社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備	

9 人材育成・人材確保

＜基本的な考え方＞

- 児童福祉に携わる職員は、子どもの健全育成、子どもの権利擁護をその役割とし、子どもやその保護者などの援助に必要な専門的態度、知識技術を持ち、子どもの声を聴き、子どもひとり一人に寄り添った支援をするケースワークや、関係機関等をコーディネートして、子どもと家庭を支援するソーシャルワーク力が求められており、相談支援の質の向上を図る必要があります。
- 社会的養育に携わる全ての職員の人材育成・人材確保に取組み、支援の底上げを図ります。

課 題	今後の方向性
○ ケアニーズが高い児童、不登校の児童が増えてきており、個別対応や複数かつ様々な職種の職員での対応が必要 ○ 人材育成・人材確保は、社会的養育の支援に携わる者すべての今後の共通課題となっている	➤ 人材育成に向けた取組みの推進 ➤ 人材確保に向けた取組みの推進
資源の整備量	
① 児童相談所内の組織的、継続的な研修体系の強化 ② 子ども家庭福祉の魅力・やりがい情報発信の実施回数 ③ 研修等の実施回数、受講者数	

1 代替養育を必要とする児童数の再推計

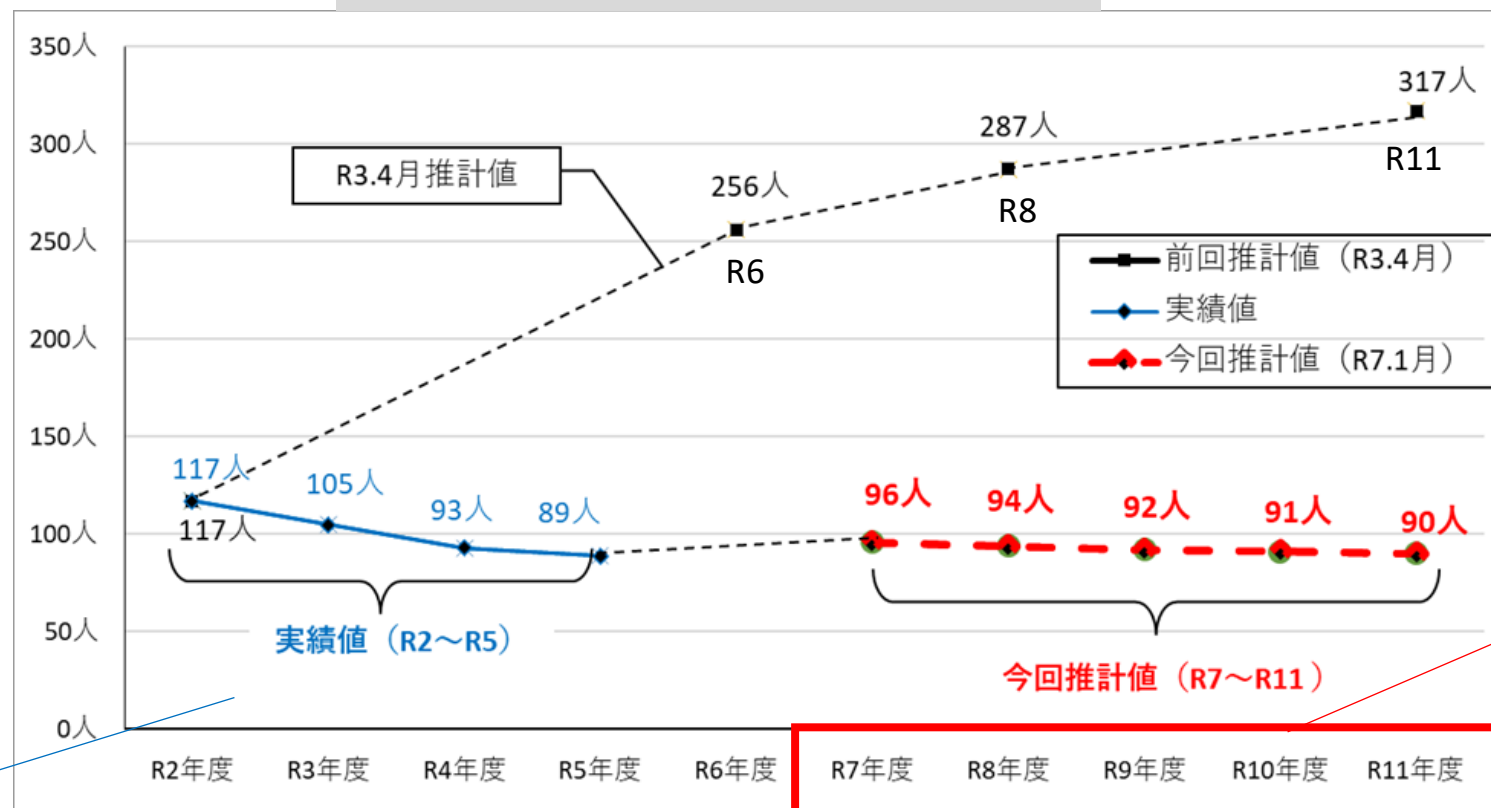
本編P74-81

【再推計にあたっての考え方】

現行計画(令和3年4月時点)の推計値とこれまでの実績に大きな乖離があることから、中間見直しにおいて、再推計を行います。

再推計にあたっては、都区間においては、児童養護施設等を広域利用しているため、「代替養育を必要とする児童数と確保量」の推計方法について、都区間の整合性を図る必要があることから、基本的には、都と同一の推計方法を用いて推計を行い、この間の実績を踏まえ、区の比率を用いて算定を行います。

<図1: 代替養育を必要とする児童数の推移>



【これまでの評価・分析】

区では、令和2年4月の児童相談所開設以降、

- ①児童虐待の未然防止・再発防止に向けた予防的支援(在宅支援)
- ②子どもが家庭において養育されるよう、親子再統合支援等による家庭復帰に向けた取り組み

等を重点的に行ってきた結果、**代替養育が必要な児童数が減少**しています。

【再推計の結果】

再推計の結果、在宅指導中の児童数が増加傾向であることから、潜在需要を見込み、代替養育を必要とする児童数はほぼ横ばいの見込みとなりました。

2 里親等委託率の目標値(見直し)

<現行計画の目標値>

区分	R6 年度 (4 年目)	R8 年度 (6年目)	R11 年度 (9 年目)
3 歳未満	20 人 76.9%	22 人 75.9%	24 人 75.0%
3歳以上就学前	21 人 75.0%	24 人 77.4%	26 人 76.5%
学童期以降	101 人 50.0%	114 人 50.2%	126 人 50.2%
合計	142 人 55.5%	160 人 55.7%	176 人 55.5%

<これまでの実績値>

区分	R2 年度 (10月1日時点)	R3 年度 (1 年目)	R4 年度 (2年目)	R5 年度 (3 年目)
3 歳未満	4 人 30.8%	1 人 8.3%	2 人 20.0%	0 人 0%
3歳以上就学前	3 人 37.5%	3 人 37.5%	3 人 75.0%	6 人 66.7%
学童期以降	17 人 17.7%	21 人 24.7%	20 人 25.3%	20 人 26.7%
合計	24 人 20.5%	25 人 23.8%	25 人 26.9%	26 人 29.2%

<見直し後の目標値>

区分	R5 年度 (実績)	R7 年度 (5 年目)	R8 年度 (6 年目)	R9年度 (7年目)	R10年度 (8年目)	R11 年度 (9 年目)
3 歳未満	0 人 0%	2 人 25.0%	3 人 37.5%	4 人 50.0%	5 人 62.5%	6 人 75.0%
3歳以上就学前	6 人 66.70%	5 人 75.0%	5 人 75.0%	5 人 75.0%	5 人 75.0%	5 人 75.0%
学童期以降	20 人 26.70%	24 人 29.5%	24 人 30.9%	25 人 32.3%	26 人 33.7%	26 人 35.1%
合計	26 人 29.20%	31 人 32.3%	32 人 34.0%	34 人 37.0%	36 人 39.6%	37 人 41.1%

【これまでの評価・分析】

- 里親等委託の推進にあたっては、まずは家庭で養育されるように支援を行い、代替養育が必要になった子どもについても早期の家庭復帰を目指した結果、里親等委託率は微増していますが、目標の数値とは乖離が生じています。
- しかしながら、特に3歳以上就学前児童については、乳児院から家庭復帰が見込まれない児童の場合の措置変更については里親等委託を優先し、令和4年度には目標の75%を達成しています。
- 里親等への委託が進まない理由としては、児童が抱える問題等が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えていることや、実親が「里親に子どもをとられるのでは」といった不安を抱く傾向があり、里親等委託に対する同意を得ることが難しいこと等が挙げられます。また、中途養育の難しさや、近年ケアニーズが高い児童が増えてきており、子どもの最善の利益の観点からも、専門的ケアを行うことができる施設等への措置を行うケースがあります。
- 一方で、とりわけ乳幼児については、愛着形成において重要な時期であることから、家庭養育優先原則を十分に踏まえ、里親等委託をさらに進める必要があります。
- 子どもの最善の利益の観点から、できる限り家庭的環境において養育されるよう、里親への一時保護委託を優先しており、令和5年度には前年度比で3倍の一時保護委託を受け入れています。また、実親による養育が困難な事例については、実親の意思を確認の上、特別養子縁組の可能性を探り、特別養子縁組につなげることを基本方針としています。「里親等委託」という形ではなく、子どもの健やかな育ちを保障する様々な機会において、里親家庭の持つ資源を活用し、チーム養育として子どもを支える取組みを推進しています。

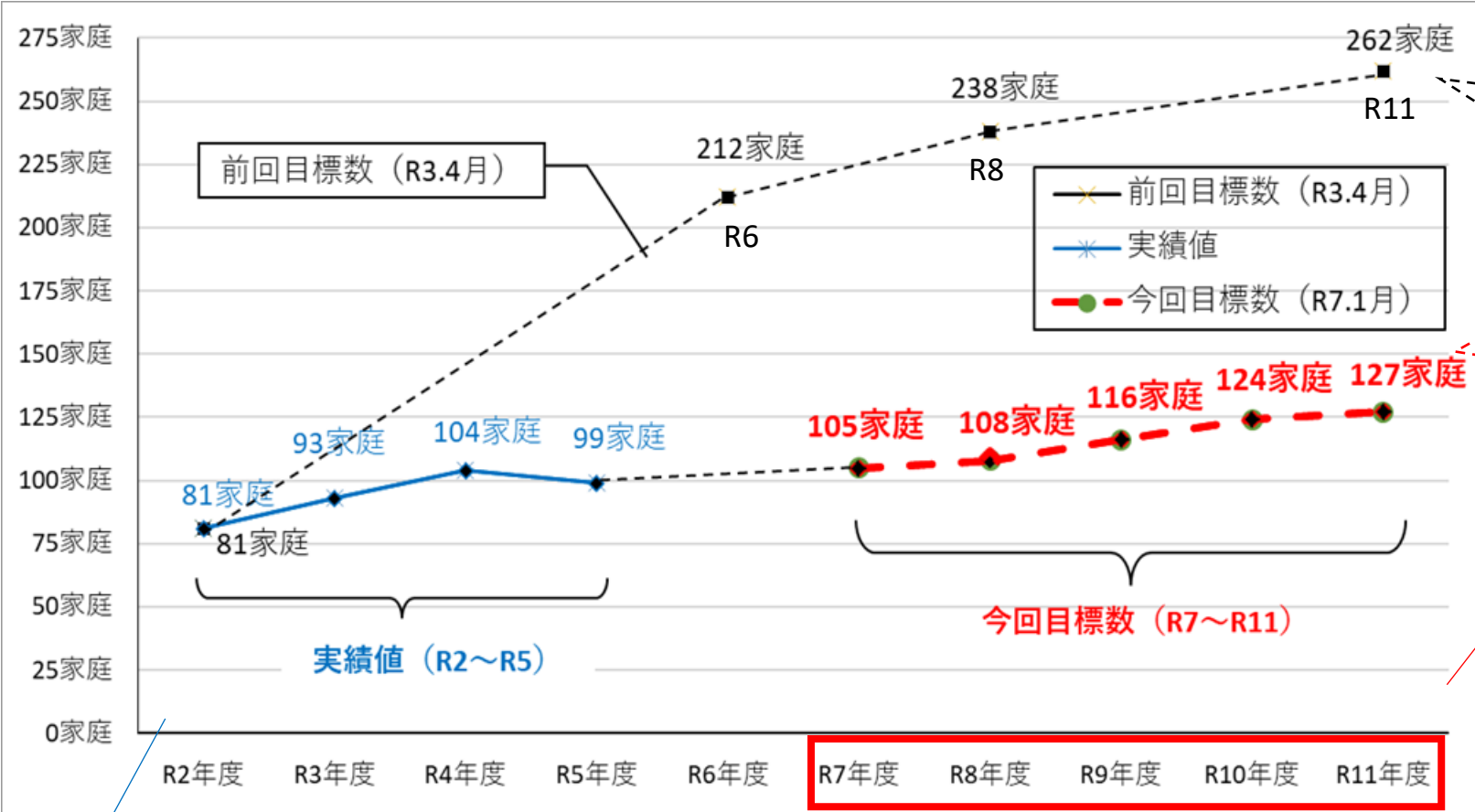
【見直しの方向性】

- ◆ 特に愛着形成において重要な時期である3歳未満の児童については、「家庭養育優先原則」にもとづき、乳幼児短期緊急里親※の導入により、令和11年度までに「新しい社会的養育ビジョン」で示された里親等委託率の数値目標(就学前の子どもについては75%以上)の達成を目指します。
- ◆ 学童期以降の児童については、専門的ケアが必要な児童が増えている状況等も鑑み、「新しい社会的養育ビジョン」で示された里親等委託率の数値目標(学童期以降50%以上)を目標値に置くのではなく、子どもの最善の利益の観点から、個々の状況に応じた措置を行うことを方針とします。
- ◆ 目標値は下げますが、里親等への委託が進んでいる先進自治体の取組み等を参考に、児童相談所の体制強化や実親の理解を得やすくするための取組み、未委託家庭の養育力向上に向けた取組み等により、里親等委託をさらに推進します。

※乳幼児短期緊急里親…2021年より大分県(日本財団との協定)で開始した取組みで、乳幼児を緊急で一時保護する場合、受け入れ可能な里親を急に探すのが難しい状況にあり、その状況を改善するため、登録している里親に、待機料を支払い、原則として依頼があれば乳幼児の一時保護や短期間の委託を受け入れてもらう取組み。

3 里親等登録数の目標数(見直し)

<図2:里親等登録数の目標数の推移>



【令和3年4月時点の目標数】
①代替養育を必要とする児童数(推計値)317人
②里親等委託率の目標値 55.5%

【令和6年12月時点の目標数】
①代替養育を必要とする児童数(推計値)90人
②里親等委託率の目標値 41.1%

【見直し後の目標数】
①代替養育を必要とする児童数の減少
②里親等委託率の見直し
により、令和3年4月の里親等登録数の目標数を下方修正し、新たな里親等登録数の目標数を設定します。
現行計画の目標数より下がりますが、子どもと里親のマッチングのために十分な里親数を確保する必要があることから、里親等登録数を増やすための取組みを推進します。

【これまでの評価・分析】
里親等登録数を増やすため、東名高速道路への横断幕の設置や制度説明会の実施、SNS等を活用した普及啓発等の取組を進め、児童相談所開設以降、着実に里親等登録数は増加しています。
※令和5年度は新規登録に対し登録抹消が多かったため、減となっている。

4 児童養護施設の小規模かつ地域分散化の目標

<小規模かつ地域分散化により目指すもの>

- 施設を小規模化することにより、「施設におけるできる限り良好な家庭的環境」を実現するとともに、施設の職員が子ども一人ひとりの特性に対して質の高い個別的なケアが実現できる体制の整備を目指します。
- 子どもは地域において育成されるという観点に立ち、施設の地域分散化をとおして、施設が地域と連携を図り、入所している子どもが地域社会と関わりを持ちながら健全に育成されるよう取組みを推進しています。

【区における小規模かつ地域分散化の目標(令和7～11年度)】

- 令和11年度までに、各グループホームの定員を4～5人になるよう整備します。
- すでに小規模化されたユニット等においても、入所児童の生活環境向上のための取組みを進めます。

区分		令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末	令和10年度末	令和11年度末
主な取組み		・ユニット個室化のための整備 ・サテライト型施設の設置(グループホーム1か所設置) ・グループホーム1か所設置、1か所移転 ・グループホームの定員引き下げ	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし
本体施設(ユニット)	6人以上定員	8ユニット	8ユニット	8ユニット	8ユニット	8ユニット
	定員数	48人	48人	48人	48人	48人
グループホーム	6人定員	1か所(児童自立支援施設提携型)	1か所(児童自立支援施設提携型)	1か所(児童自立支援施設提携型)	1か所(児童自立支援施設提携型)	1か所(児童自立支援施設提携型)
	5～4人定員	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所
	か所数	15か所	15か所	15か所	15か所	15か所
	定員数 (※)	64人 (57.1%)	64人 (57.1%)	64人 (57.1%)	64人 (57.1%)	64人 (57.1%)
合計定員数		112人	112人	112人	112人	112人

※施設の合計定員数に対するグループホーム定員数の割合